

2025年1月28日

各 位

住 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号
 会 社 名 GMO フィナンシャルホールディングス株式会社
 代 表 者 代表執行役社長 COO 石村 富隆
 (コード番号: 7177 東証スタンダード)
 問 合 せ 先 常 務 執 行 役 CFO 山 本 樹
 T E L 03-6221-0183
 U R L <https://www.gmofh.com/>

連結子会社の事業廃止に関するお知らせ

当社の連結子会社である GMO-Z com Securities (Thailand) Public Company Limited は、2025年1月27日開催の取締役会において、下記のとおり、同社の全事業を廃止することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、タイ子会社は事業廃止後に解散し、清算を行う予定です。

記

1. 事業廃止の理由

タイ王国で証券事業を営む GMO-Z com Securities (Thailand) Public Company Limited (以下、タイ子会社) は、「信用取引残高シェア No. 1」を目標に掲げて2017年11月に事業を開始して以降、信用取引残高を着実に伸ばし、事業開始から3年目となる2020年12月期には通期黒字化を達成いたしました。

しかしながら、2022年11月に信用取引の担保として受け入れた代用有価証券を巡る不公正取引が発生した際、信用取引残高の成長を支えていた大口顧客や特定担保銘柄への貸付集中が主因となり、多額の貸倒引当金繰入額を計上する事態となりました。本件発生以降、タイ子会社においては、信用リスク管理態勢の抜本的見直しを行い、信用リスク低減に向けた新規貸付の全面停止やロスカット基準の厳格化など様々な再発防止策を講じてまいりました。一方、2022年12月期以降は赤字が継続している中で、他の代用有価証券においても株価の大幅な下落に伴う貸倒引当金繰入額の計上が断続的に発生していたことから、抜本的な解決に向けて2024年12月20日付で信用取引サービスの提供を終了いたしました。

タイ子会社においては、収益の柱であった信用取引サービスの提供終了を決定して以降、現物取引サービスの継続提供や新たなビジネス開始の可能性を模索してまいりましたが、黒字化は困難であると判断し、全事業を廃止することを決定いたしました。

2. 当該連結子会社の概要

(1) 名 称	GMO-Z com Securities (Thailand) Public Company Limited
(2) 所 在 地	No. 9, G Tower, Grand Rama 9, 15th Floor, South Wing, Rama 9 Road, Huaykwang, Huaykwang, Bangkok 10310, Thailand

(3) 代表者の役職・氏名	Chief Executive Officer and Authorized Director Prakrit Thanwalai		
(4) 事業内容	タイ王国における金融商品取引業		
(5) 資本金	4,879 百万バーツ (22,330 百万円※)		
(6) 設立年月日	2016年11月28日		
(7) 大株主及び持株比率	当社 99.99%		
(8) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	当社は当該会社の株式を 99.99% 保有しております。	
	人的関係	当社取締役 2 名が当該会社の取締役を兼務、当社従業員 2 名が当該会社に出向し、取締役を務めております。	
	取引関係	債務保証等に係る契約があります。	
(9) 当該会社の財政状態及び経営成績 (Thai Financial Reporting Standards) [百万バーツ (百万円※)]			
決算期	2021年12月期	2022年12月期	2023年12月期
資産合計	13,884 (63,537)	15,397 (70,459)	12,030 (55,051)
資本合計	2,997 (13,717)	2,479 (11,346)	1,716 (7,855)
収益	719 (3,293)	1,040 (4,759)	1,115 (5,104)
税引前利益	299 (1,369)	△558 (△2,555)	△473 (△2,165)
当期損益	261 (1,195)	△519 (△2,377)	△517 (△2,367)

※2024年12月31日時点の為替レート（1バーツ＝4.576円）で円換算しております。（百万円未満切り捨て）

3. 事業廃止の日程

(1) タイ子会社における取締役会決議日	2025年1月27日
(2) 事業廃止日	2025年12月31日（予定）

4. 今後の見通し

本件による2024年12月期の当社連結業績に与える影響は、軽微であると判断しております。

なお、上記1.に記載のとおりタイ子会社は信用取引サービスの提供を終了しております。2024年9月末時点で約174億円あった信用取引貸付金については、信用取引サービス終了までに回収、又は個別に不動産等の追加担保を受け入れたうえで約定弁済契約への切り替えを進めてまいりました。いずれにも対応しなかった顧客に対しては強制決済を行い、2024年12月末時点での債権残高は約110億円（概算）となっております。約定弁済契約に基づく債権の詳細及び今後の対応方針については、2025年2月4日に決算説明資料において開示いたします。

上記の他、今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

以上